

論点(1) 自治体がパートナーシップ制度を導入する是非についてはどうか。

論点(2) 県が導入することの是非についてはどうか。

**考えられる主な効果と課題**

＜効果＞

- ・行政にパートナーとの存在を認められたという当事者の心理的な肯定感。
- ・地域社会における同性パートナーに対する理解につながっていくという意義
- ・導入自治体においては、「公営住宅への入居条件の緩和」「公立病院における手術等の同意」とセットで運用している場合が多い。
- ・民間サービス（不動産、医療機関、生命保険等）の取組が広がる可能性がある。

＜課題＞

- ・制度の運用にあたって、住民票等の書類を必要としており、住民基本台帳や戸籍を管理する基礎自治体と違い、県での制度導入は、証書発行後の異動（転入転出）の状況や関係（同居、婚姻等）の変化を確認できないということが課題かと考えられる。この点については、既に制度導入をした自治体では、発行した時点のみの証明であり、将来にわたり確認をとる性格の取組ではないとの見解もあった。
- ・証書をどう扱うかは、民間サービス事業者の判断に委ねられている。

＜参考＞

**論点(1)に関連する意見(第1回当日及び文書)**

- ・制度がないことが原因で自分らしく生活できなかった方が、行政に認められることによって自己肯定感が高まることによって、自分らしく働くことができる。
- ・具体的な先行事例など基に議論が必要である。
- ・議論がまだ十分ではない。一部の当事者、活動家の意見を基本として進めている。要綱方式は、議会制民主主義、二元代表制の軽視? 「徹底的に学び、その後に議論することが大事」。(岐阜県飛騨市長→延期)
- ・パートナーシップ制度は「ニーズ基盤」ではなく、「人権基盤」(どういった基本的人権が剥奪されてきたのかという視点)で議論していく必要があると考えている。「ニーズ基盤」で議論することの危うさは、そのエビデンスとして「数(量)」に関心が注がれてしまう点にある。様々な調査には限界が付きものであり、そうでなくとも、「マイノリティ」の人権課題に取り組む上で「数」や「量」を中心に必要性が判断されるようなことがあってはならない、という共通認識をもつことが大事だと考える。

**論点(2)に関連する意見(第1回当日及び文書)**

- ・パートナーシップ制度がある市町間での引っ越しが、スムーズに行われる。
- ・パートナーシップ制度は、市町村単位で増えていくことはそれはそれで良いことだが、三重県全体に広がるまでにまだまだ時間がかかりそう。せめて、県として方向性を示すことで、二の足を踏んでる市町村にも広げていけるのではないかと。私たちが理解を広げる活動をしてきたが、理解を広げるだけではスピードという点では遅い。制度を作れるなら、作っていった方が理解も一気に広げられる。
- ・県内当事者アンケート結果「家族」として取り扱われない(利益の享受ができない)への対応として、異性婚、事実婚と同等に利益が享受できるように(戸籍上)同性カップルを取り扱うこと(パートナーシップ制度導入を含む)を県、事業者の責務とする。(既存のさまざまな規定を拡充する)
- ・平成28年6月30日に三重県議会より提出された「性的少数者に対する差別の解消と共生社会を実現するための法整備を求める意見書」の中では、「同性の二者が生活を共にする場合において差別的な取り扱いを受けないための万全の措置を講ずる」事を強く要望しているが、三重県におけるパートナーシップ証明書発行においても同様の理念を謳うと共に、千葉市など先行する一部の自治体において、首長が様々な施策を講じる上で、パートナーシップ証明書の発行の趣旨に則り、施策を行わなくてはならないと要綱等で定められているように、県政全般において、その意義が認識されるよう定める事が重要ではないか。
- ・同性パートナーがいる県職員に対する待遇を、異性の婚姻関係と同様にして欲しい。
- ・導入済みの他自治体との連携についても視野に入るとよい。

## 自治体パートナーシップ制度について

### (1) 主な導入自治体の状況

別表のとおり

### (2) 制度のパターン

- ① 根拠：条例か要綱か
- ② 対象：戸籍上同性、同性の2人、一方が性的マイノリティ、事実婚も含むか
- ③ その他条件：通常以下のとおり
  - ・ 在住（一方又は双方が県在住か、県に転入予定）
  - ・ 成年
  - ・ 配偶者・他のパートナーがいない
  - ・ 近親者でない
- ④ 合意契約関係書類の提出パターン（渋谷区、港区）  
合意契約関係書類を必要とするケース（有料）
  - ◆ 渋谷区 ※運用としては②のみでいい。
    - ① 任意後見契約公正証書
      - ・ 将来本人の判断能力が不十分になったときの自分の生活、療養看護および財産管理に関する事務についてあらかじめ任意後見受任者に代理権を付与する委任契約。これを互いに結んでおく。
    - ② 合意契約公正証書
      - ・ 両当事者が愛情と信頼に基づく真摯な関係であること
      - ・ 両当事者が同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、及びその共同生活に必要な費用を分担する義務を負うこと
      - ・ 他例示
        - 療養看護に関する委任、日常家事債務に関する責任、契約解消時の財産関係の清算や慰謝料など
  - ◆ 港区
    - ① パートナー契約書（公正証書）もしくは
    - ② パートナー契約書（私製）・私文書認証
      - 必須項目・相互の関係の確認及び誓約
      - ・ 婚姻等の禁止
      - ・ 同居、協力及び扶助の義務
      - ・ 日常家事債務に関する着任
      - ・ 療養看護に関する委任等
      - ・ 当事者間における財産貴族
      - ・ 判断能力低下時の療養看護 など
- ⑤ 市町との関係（導入市町のある大阪府のケースから）  
以下の点から制度のある市町は対象外としている。
  - ・ 基礎自治体と広域自治体で、同じ制度が併存するのは、わかりにくいとの判断。
  - ・ 基礎自治体におけるLGBT支援という独自の施策の一環でなされたものであり、自主性を最大限尊重すべきとの判断。

主な自治体のパートナーシップ制度について

2020年 ダイバーシティ社会推進課 調べ ※把握できた範囲のものです。

根拠	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど(把握できた範囲で記入)	総数(時点)4月20日	備考
ア 条例	渋谷区	2015.11	戸籍上同性 双方が区域に居住 20歳以上 配偶者がいないこと及び相手方当事者以外の パートナーがいないこと 近親者でない	パートナーシップ証明書 …パートナーシップの 関係にあることを証しま す。	戸籍謄本 公正証書 本人確認できるもの提示	区営住宅・区民住宅入居申込可能 職員互助会祝い金支給	42	
	港区	2020.4	性的指向又は性は性自認が理由に婚姻できない方 (同性間、異性間) 双方又は一方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用して いないこと	みなとマリアージュ カード …パートナー契約書を 取り交わしたことを確認 しました。	契約書(公正証書又は私文 書認証を受けたもの) 戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	区民住宅入居申込可能 1500枚配った(宅建協会、医師会、私 立学校など) 民間事業者は、各判断 に委ねている。	4 (7月7日時 点)	
	総社市	2019.4	性的マイリティの方対象 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用して いないこと 近親者でないこと	パートナーシップ登 録証明書 …宣誓されたことを証 します。	戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	市営住宅入居可能	1	
	いなべ市	2020.7	性的マイリティの方対象 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用して いないこと 近親者でないこと	パートナーシップ登 録証明書 …宣誓されたことを証 します。	戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	(今後)		
	豊島区	2019.4	一方又は双方は性的マイリティ双方が区域に 居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用して いないこと 近親者でないこと	パートナーシップ届 受理証明書 パートナーシップ士 制度届受理証明書 携帯用カード	戸籍謄本 住民票の写し 本人確認書類	(一)	26	

相親	自治体名	開始時期	対象	発行する書類	提出物	関連する行政サービスなど(把握できた範囲で記入)	総数(時期)04月20日	備考
イ 要綱	世田谷区	2015.11	性を同じくする2人 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	小型宣誓受領書	戸籍抄本 本人確認書類	区営住宅入居申込可能	117	
	伊賀市	2016.4	同性の2人 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (宣誓書の写し)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	上野市民病院で家族同様の扱い 市営住宅への入居申込可能 職員共済会の結婚祝金、銀婚祝金、弔慰金を給付	5	
	茨城県	2019.7	一方又は双方は性的マイノリティ 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 受領カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	・公営住宅 21 ・県立病院 1 市立病院1 ・民間病院(済生会、赤十字など)26 ・不動産、宅建、生保保などチラシ配布	33 (7月7日時点)	
	大阪府	2020.1	一方又は双方は性的マイノリティ 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (カード)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	各市町村への働きかけ	24	既設市町以外を対象
	大阪市	2018.7	一方又は双方は性的マイノリティ 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	受領書 (宣誓書の写し)	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	(一)市営住宅など	192	
	千葉市	2019.1	パートナーシップを形成しようとする2人 双方が区域に居住(転入予定) 成年であること 配偶者がいないこと 他の人とパートナーシップ制度等を利用していないこと 近親者でないこと	証明書 証明カード	住民票の写し 独身証明書 本人確認書類	(一)	63	◆事業者を対象とした理由 ⇒①性別を要件としていない。同性とすることで、カミングアウトにつながらない。 ②当事者支援団体が、事業者も対象にしてはとの意見があった。